## 【消費者問題に関する特別委員会】

# 〇消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判 手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第41号)要旨

本案は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を更に図るため、契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる類型を追加する等の措置を講ずるとともに、被害回復裁判手続の対象となる損害の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 消費者契約法の一部改正

- 1 意思表示を取り消すことができる不当な勧誘行為の類型として、消費者 が消費者契約の締結についての勧誘を受けている場所において、相談を行 うための連絡をする旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交 えて、連絡することを妨げること等を追加すること。
- 2 事業者の損害賠償責任の一部を免除する契約条項について、当該条項に おいて事業者等の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されること を明らかにしていないものを無効とすること。
- 3 事業者の努力義務として、消費者の求めに応じて、解除権の行使に関して必要な情報を提供すること及び解約料の算定根拠の概要を説明すること 並びに適格消費者団体からの要請に応じて、契約条項の開示及び解約料の 算定根拠を説明すること等を規定すること。
- 二 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正
  - 1 共通義務確認訴訟の対象となる損害について、算定の基礎となる主要な 事実関係が相当多数の消費者について共通すること等の要件を満たす慰謝 料を追加すること。
  - 2 共通義務確認訴訟について、事業者以外の個人も被告とすることができるものとすること。
  - 3 共通義務確認訴訟における和解について、共通義務の存否にかかわらず 和解をすることができること。
  - 4 簡易確定手続において、事業者等は知れている対象消費者等に対して一 定の事項を通知しなければならないものとすること。
  - 5 内閣総理大臣は、一般社団法人等であって、特定適格消費者団体等を支援する活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわた

り継続して適正に行っていると認められること等の要件に該当すると認められるものを、消費者団体訴訟等支援法人として認定することができるものとすること。

#### 三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、一については公布の日から起算して1年 を経過した日から、二については公布の日から起算して1年6月を超えない 範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行すること。

### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 法改正後直ちに、諸外国における法整備の動向を踏まえ、消費者契約法が 消費者契約全般に適用される包括的な民事ルールであることの意義や同法の 消費者法令における役割を多角的な見地から整理し直した上で、判断力の低 下等の個々の消費者の多様な事情に応じて消費者契約の申込み又はその承諾 の意思表示を取り消すことができる制度の創設、損害賠償請求の導入、契約 締結時以外への適用場面の拡大等既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅 的なルール設定の在り方について検討を開始すること。
- 二 一の検討の際には、超高齢社会が進展し高齢者の消費者保護の重要性が高まっていることや、成年年齢の引下げ後における若年者の消費者被害の状況等を踏まえ、悪質商法による被害を実効的に予防・救済するとの観点を十分に踏まえること。
- 三 一の検討の際には、「平均的な損害」の額に係る立証責任の転換を含め、 消費者契約に関する検討会の報告書において将来の検討課題とされた事項等 について引き続き検討すること。
- 四 消費者契約法第4条第3項第3号については、同項第1号及び第2号の従前の解釈を狭めるものではないことを周知すること。また、同項第4号に関し、内閣府令で相談を行う方法を定めるに当たっては、特定の相談方法が除外されることがないように網羅的に規定すること。
- 五 消費者契約法第9条第2項の算定根拠の概要の説明については、請求されている損害賠償又は違約金が平均的な損害の額を超えているか否かについて消費者が理解し得るような説明を事業者がすべきことを周知すること。
- 六 消費者契約法第12条の3から第12条の5までに関し、内閣府令で要請の方 法を定めるに当たっては、適格消費者団体が過度の負担を負うことがないよ

うにすること。

- 七 集団的消費者被害回復制度における共通義務確認訴訟の対象範囲の拡大及び和解の柔軟化並びに簡易確定手続の対象消費者への通知方法の見直し等について、十分な周知を行うとともに、政省令等を検討するに当たっては、改正の趣旨を踏まえたものとすること。
- 八 差止請求制度及び集団的消費者被害回復制度が実効的な制度として機能するよう、新たに創設される消費者団体訴訟等支援法人に対し、充実した業務を実施するための支援を行うとともに、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の充実及びPIO-NETに係る情報の開示の範囲の更なる拡大の検討を行うこと。
- 九 裁判手続のIT化及びオンラインでの紛争解決(ODR)推進の議論を踏まえて、簡易確定手続における特定適格消費者団体と対象消費者の間の手続のIT化に当たって、必要な支援について、検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 十 消費者裁判手続特例法等に関する検討会の報告書において、提言がなされたが改正事項とはならなかった「公告に要する費用の一定額を事業者が負担すること」、同報告書で将来的な検討課題とされた「特定適格消費者団体が事業者以外の第三者から対象消費者に関する情報を取得すること」及び「財産に関する情報を含む事業者の情報の開示手続を新設し、同手続を含む事業者の情報について行政機関や事業者以外の第三者から取得すること」について、改正法の運用を踏まえ必要な検討を行うこと。
- 十一 より効率的に集団的な被害回復を図る制度として、オプトアウト方式等 の事業者に不当な収益を残さないための有効な手段の導入について、改正法 の運用を踏まえ必要な検討を行うこと。
- 十二 悪質商法による被害に遭った消費者の被害回復には、集団的消費者被害回復制度のみでは不十分であることから、特定適格消費者団体又は行政庁による破産申立て及び行政庁が加害者の財産を保全し違法収益をはく奪する制度などを含め、改正法の運用を踏まえ必要な検討を行うこと。
- 十三 具体的な消費者団体訴訟事案に関し、適格消費者団体等の活動状況や消費者団体訴訟の訴訟結果を一覧できる仕組みの構築等を通じて、消費者が安心して案件を確認し、訴訟に参加できる環境を整備すること。
- 十四 全国どこに住んでいても質の高い消費者行政サービスを受けることができる地域体制を整備することが重要であり、そのためには全国各地の消費生

活センター及び消費生活相談員の活動支援に努めることが不可欠であることから、その実現に向けて地方公共団体に対する更なる支援に努めること。その他、地方消費者行政の体制の充実・強化のため、恒久的な財政支援策を検討するとともに、既存の財政支援の維持・拡充、消費者行政担当者及び消費生活相談員に対する研修の充実、消費生活相談員の処遇改善等による人材の確保、若年者が利用しやすくなるようSNSを活用した消費生活相談窓口の充実に向けた支援措置、地方公共団体の執行体制強化につながる支援措置、消費者安全確保地域協議会の設置の促進等の適切な施策を実施すること。